

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

農業における生産活動は、食料を生産する基本的な役割のほか、自然環境の保全などの公益的機能も併せ持っていることから、これをさらに発揮させていくためには、農業全体をより一層環境と調和した農業へ転換し、持続的かつ安定的なものとしていくことが、重要となっています。

このような中で、本県では、土づくりを行うとともに化学肥料・化学合成農薬を通常の2分の1以下に低減した「ちばエコ農業」^aや持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく「エコファーマー」^bの認定等、「環境にやさしい農業」の推進に取り組んでいるところです。

有機農業^cについては、化学肥料・化学合成農薬を使用せず、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、農業の自然循環機能を増進するものであることから、本県では、平成22年2月に「千葉県有機農業推進計画」を策定し、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」とともに「環境にやさしい農業」の一形態として推進を図ってきました。

本計画が平成26年度に終期を迎えることから、これまでの取組状況、本県農業をめぐる情勢の変化、有機農業の実態等を踏まえて課題を整理し、新たに有機農業の拡大などの数値目標を設定し、目標の達成に向けた施策を総合的に推進するため、「第2次千葉県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本推進計画は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）第7条に規定される都道府県計画として位置付けるとともに、平成26年4月に国が公表した「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即して策定するものです。

^a 通常と比べて化学合成農薬と化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定やこれらの産地などで栽培された農産物について、県独自の認証を行う制度。

^b 土づくり、減化学肥料、減化学合成農薬栽培の計画を作成し、県知事から認定を受けた農業者（個人又は法人）のこと。

^c 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

また、推進に当たっては、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）等の自主性を尊重するとともに、平成25年12月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」や関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととします。

3 計画期間

この推進計画の計画期間は、平成27年度からおおむね5年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

II 有機農業の現状と課題

1 有機農業をめぐる情勢

(1) 千葉県農業を取り巻く状況

本県は、温暖な気候と豊かな大地に恵まれ、年間を通じて多種多様な農産物が生産されるとともに、首都圏に位置し、食料の安定供給という面でも大きな役割を果たしています。

一方、農業を取り巻く環境は、国際化の進展、消費形態の変化と産地間競争の激化、生産環境の悪化、農業者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しており、さらに、農地の減少や耕作放棄地の拡大、有害鳥獣による被害の増加など、解決すべき様々な課題があります。

このような状況に加えて、近年、燃油高騰、輸入肥料・飼料等の価格の高止まり、農産物の価格低迷などにより、農業者の所得が減少し、生産意欲の減退を招いており、所得向上に向けた取組が急務となっています。

また、食や健康に対する消費者の意識が高まる中、輸入食品の農薬問題、食品の偽装表示など食の安全性・信頼性をゆるがす様々な問題が生じ、更には東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響もあり、食の安全・安心への更なる取組が求められています。

(2) 「環境にやさしい農業」の取組状況

本県では、農業の持続的発展、地域資源の活用、農業者と消費者の提携を基本方向として、生産性の向上を図りつつ環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給する環境保全型農業を推進するため、

平成6年に「環境にやさしい農業推進基本方針」を策定し、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」の推進に取り組んでいます。

「環境にやさしい農業」の取組状況を、「ちばエコ農業」の取組農家数と「エコファーマー」の認定数からみると、総農家数が減少する中、ここ数年横ばい又は減少傾向にあります。

「ちばエコ農産物」の栽培状況では、平成26年3月末現在で延べ5,153戸、4,290ヘクタールとなっており、5年前と比較すると、取組農家数は減少していますが、面積はほぼ横ばいとなっています。品目別では水稻が全体の約50%を占め、次いで野菜（ダイコン、ニンジン、キャベツなど58品目）となっています。

また、「エコファーマー」の平成26年3月末現在の認定数は、2,493戸となっており、5年前と比較すると減少しています。

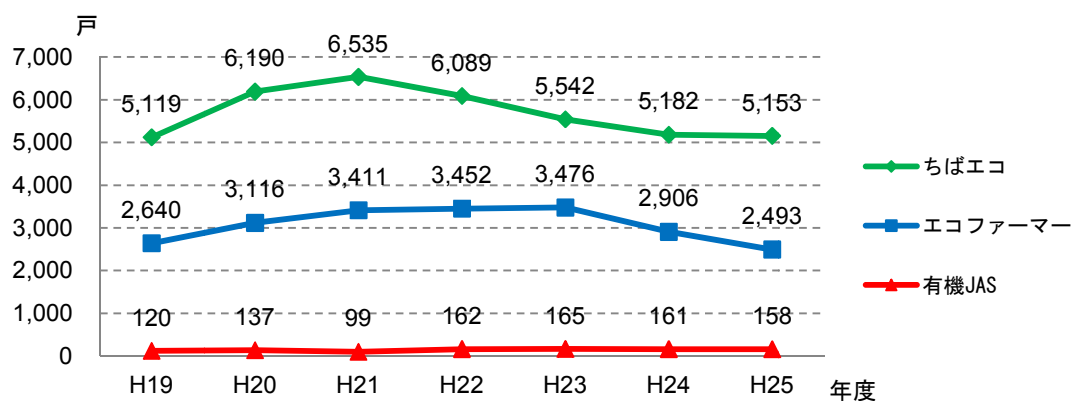


図1 「環境にやさしい農業」に取り組む農家数の推移
(ちばエコは延べ件数)

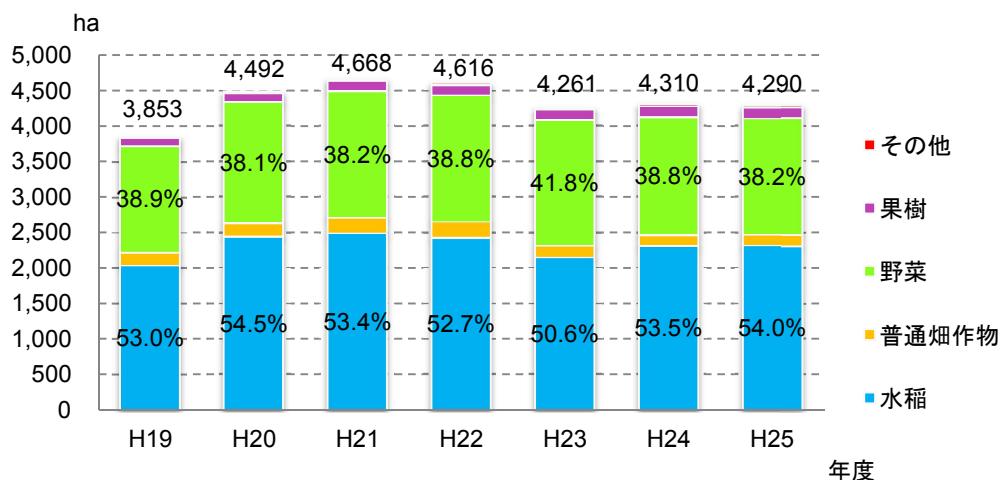


図2 ちばエコ農産物栽培面積の推移

2 千葉県における有機農業の現状と課題

(1) 千葉県における有機農業の現状

ア 有機農業の取組農家数と面積

本県における有機農業の取組状況については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認定を受けている（以下「有機JAS認定」という。）農家数が、平成26年3月末現在で158戸となっています。

また、有機JAS認定を取得せずに有機農業に取り組んでいる農家数は258戸、栽培面積は320ヘクタールと推計され、有機JAS認定と合わせると現在約420戸、720ヘクタール程度となっており、本県の耕地面積に占める有機農業の面積割合は、全国の割合と比較して高くなっています。

ここ数年は、平成23年に発生した東日本大震災に伴う東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響から、堆肥などの生産資材の確保が困難となったことや、風評被害により消費者の買い控えがおき、販売額が落ち込んだこと等から取組の停滞が見られましたが、最近は回復傾向にあります。

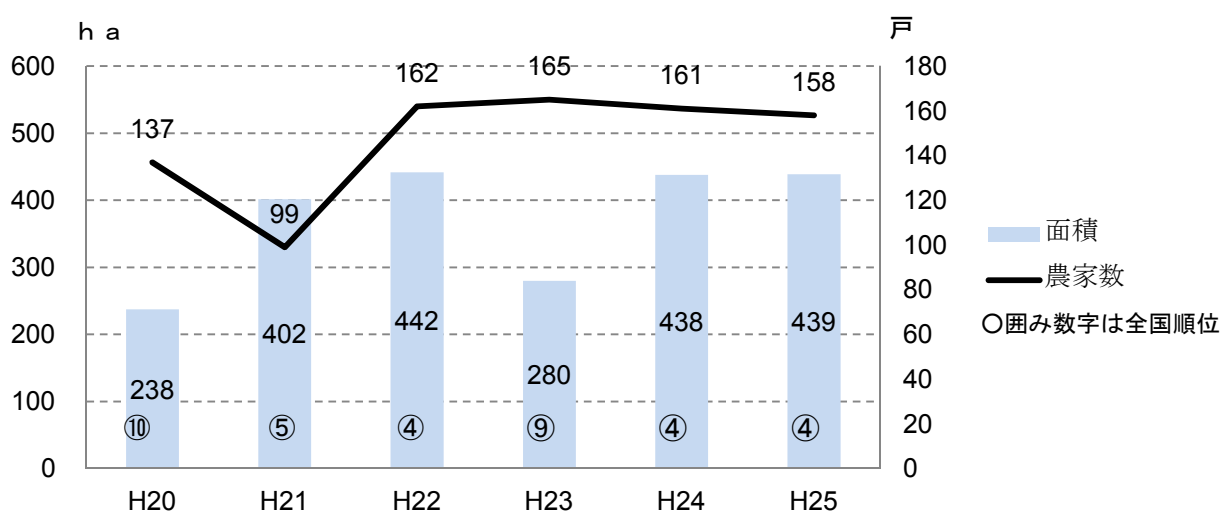


図3 千葉県の有機JAS認定の推移

(農林水産省消費・安全局 表示・規格課調べ)

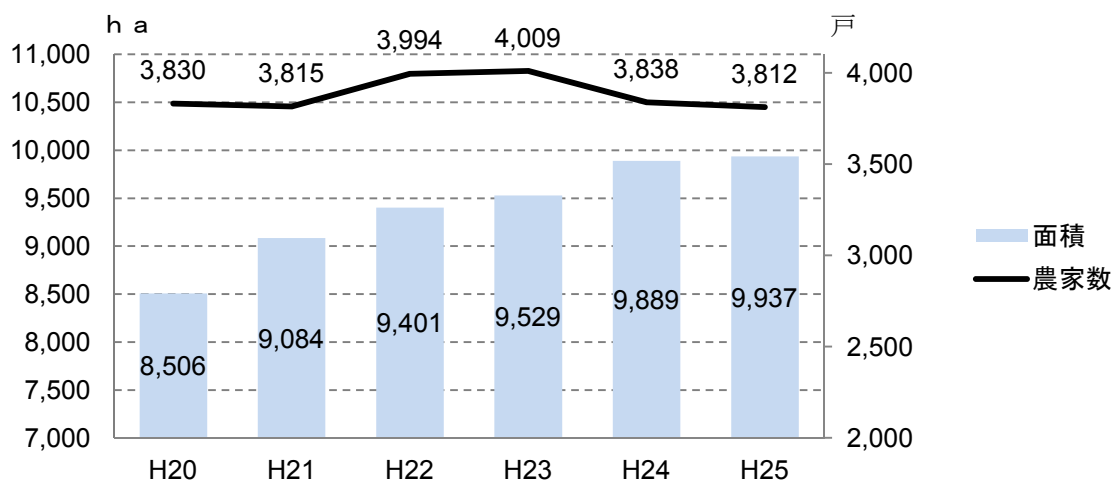


図4 全国の有機JAS認定の推移

(農林水産省消費・安全局 表示・規格課調べ)

表1 有機農業の農家数の推計

項目		千葉県	全国
有機農家数		420戸 (0.6%)	11,859戸 (0.5%)
内訳	有機JAS認定	162戸 (0.2%)	3,994戸 (0.2%)
	有機JAS認定以外	258戸 (0.4%)	7,865戸 (0.3%)
総農家数		73,716戸	2,527,948戸

平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書(農林水産省補助事業)
 農林水産省消費・安全局 表示・規格課調べ(平成23年3月31日時点)
 2010年世界農林業センサス
 ()内は総農家数に占める有機農業の農家数の割合

表2 有機農業の面積の推計

項目		千葉県	全国
有機農業面積		722ha (0.6%)	16,374ha (0.4%)
内訳	有機JAS認定	402ha (0.3%)	9,084ha (0.2%)
	有機JAS認定以外	320ha (0.3%)	7,290ha (0.2%)
耕地面積		129,400ha	4,609,000ha

平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書(農林水産省補助事業)
 農林水産省消費・安全局 表示・規格課調べ(平成22年4月1日時点)
 平成21年耕地及び作付面積統計
 ()内は耕地面積に占める有機農業の面積の割合

イ 地域別の取組状況

地域別の環境保全型農業直接支援対策^dにおける有機農業の申請農家数は、印旛地域が最も多く、次いで山武地域、香取地域、安房地域となっています。これらの地域では、法人化やグループ化が進んでいることが特徴です。

ウ 生産・経営の状況

平成25年度に実施した「県内の有機農業に関する実態調査（以下「県実態調査」という。）によると、品目別では、野菜が最も多く、1戸当たりの平均栽培品目数が26品目と少量多品目栽培が中心となっていますが、水稻や葉物野菜など単一品目で大規模化している経営もみられます。

エ 農業者等の意向

新規就農希望者のうち有機農業を志向する者が毎年一定割合存在することや、取引先からのニーズに対応するため「ちばエコ農業」等から有機農業に転換する農業者や更に規模を拡大したいという意向の有機農業者も存在することから、今後は有機農業の拡大が見込まれます。

(2) 千葉県における有機農業の課題

有機農業については、条件を整えば取り組みたいと考えている農業者はいるものの、安定した収量・品質が確保できる技術の確立・体系化や、労働力の確保、生産コストに見合う価格で取引できる販路の確保など様々な課題があります。

ア 生産・経営上の課題

(7) 栽培技術

県実態調査によると、栽培技術については、「技術が確立し、生産量は安定」との回答が18%、「技術がほぼ確立し、生産量は概ね安定」との回答が46%と、合わせて64%となっていますが、「技術が未確立で、生産量は不安定」（32%）「技術が未確立で、生産量は確保できない」（4%）との回答も合わせて36%となっております。その要因の多くが、雑草や病害虫防除対策の課題です。

^d 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、交付金を交付する制度。

技術の習得先は、「有機農業者同士の情報交換」や「自らの経験」との回答がそれぞれ68%、63%となっています。

有機農業は個人での取組が多く、点在しているため、技術の習得や販売情報などを得る機会が不足しており、様々な課題の解決が難しい状況にあります。

また、土づくりや除草対策、病虫害防除対策などは、農業者個々の経験に基づく創意工夫により取り組まれており、普及に移せる技術の体系化や指導体制が十分とは言えない状況です。

(4) 経営

県実態調査によると、経営状況については、「安定している」（13%）、「概ね安定している」（42%）との回答が合わせて55%となっていますが、「やや不安定」（30%）「経営がなり立たない」（12%）との回答も42%あります。その要因の多くが、労働力の確保、販路の確保、コスト低減などの課題です。

また、有機農業以外の農地と隣接した場所で取り組む場合は、病虫害や雑草の発生抑制対策や隣接は場からの農薬の飛散防止対策など、周辺の農業者との調整や地域の理解を得ることが重要です。

イ 消費・流通・販売上の課題

(7) 消費者の理解

平成25年度に実施した「県政に関する世論調査」では、有機農業により生産される農産物に対するイメージについては、「安全・安心な農産物」が68%と最も高くなっており、以下、「価格が高い」（55%）、「健康に良い」（45%）、「環境にやさしい農産物」（45%）と続いています。

また、有機農業により生産される農産物の購入理由としては、「安全・安心だと思ふから」が78%と最も高く、以下「健康に良さそうと思ふから」（48%）、「生産者がわかることが多いから」（44%）と続いており、「安全・安心だから」との回答が5年前より10%以上減少している一方「生産者がわかることが多いから」との回答が5年前の27%から増加しています。

有機農業により生産される農産物の取引の多くが、消費者との信頼関係による直接取引を主体としていますが、消費者の購買意欲を高めるためには、「生産情報の公開」など、より一層の情報の受発信が必要です。

(イ) 流通・販売の実態

平成24年3月にNPO法人日本有機農業研究会が実施した「有機農産物の流通拡大のための実態調査報告」によると、スーパーなどの量販店が取扱っている、有機農業により生産される農産物で最も多い品目は野菜であり、その87%が有機JAS認定を受けた農産物[°]となっています。

一方、本県の有機JAS認定の取得状況をみると、事務が複雑なことや費用がかかることなどからここ数年取得者は増えていません。

今後は、流通・販売業者への有機農業に対する理解の増進を図るとともに、規模拡大に伴い販路を拡大しようとする農業者については、有機JAS認定の取得を進める必要があります。

[°] 「有機農産物」と表示して販売するためには、国が認めた登録機関による有機JAS認定を取得する必要がある。認定を受けた農産物には有機JASマークを貼付して販売することが義務づけられている。

Ⅲ 有機農業の推進・普及目標

1 有機農業の拡大

本県の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合は現在0.6%程度と見込まれ、おおむね平成31年度までに1%まで拡大させることを目指します。

2 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に新たに取り組む農業者などの支援のため、水稻や野菜など本県の主要な品目について、安定的な品質・収量を確保できる有機農業の技術の開発・体系化を図ります。

3 有機農業に関する普及指導の強化

引き続き、県の指導機関に有機農業の担当職員を配置するとともに、先進的な有機農業者との連携を強化することなどにより指導体制の充実を図ります。

4 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業が「環境にやさしい農業」の一つであることを理解する消費者の割合について、現状45%をおおむね平成31年度までに50%以上にすることを目指します。

5 推進体制の強化

有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ、流通業者、実需者、消費者、農業団体等で構成する推進組織を整備します。

市町村においては、各地域の有機農業の状況を踏まえ、就農相談に対応できる窓口を設置するなど、推進体制の整備率について、現状74%をおおむね平成31年度までに100%にすることを目指します。

IV 有機農業の推進方向と施策

1 有機農業者等の支援

<推進方向>

有機農業を拡大していくためには、有機農業が抱える生産面・経営面の課題を解決し、有機農業への新規参入、「ちばエコ農業」等からの転換やすでに取り組んでいる農業者の規模拡大などの取組を推進していく必要があります。

そこで、それぞれの取組状況に応じて、各種課題の解決が図られるよう有機農業者同士のネットワーク化を進めるとともに、先進的な有機農業者と連携した研修機会の拡大や相談体制の整備、各種支援のための施策の活用促進などに取り組んでいきます。

<推進施策>

(1) 有機農業への段階的な取組支援

ア 有機農業に関する知識や技術を習得するための研修会等の開催や、農業者相互の情報交換の機会を設けるとともに、各種課題の解決が図られるよう有機農業者同士のネットワーク化を進めます。

イ 取組開始時の経営リスクを軽減するため、先進的な有機農業者の取組事例を調査し、実践している先進技術や経営を紹介することなどにより「ちばエコ農業」等から一部を有機農業へ転換するなど段階的な取組を推進します。

ウ 土づくりや化学肥料・化学合成農薬を低減する技術の導入に係る初期投資の負担を軽減するため、有機農業を支援対象とした環境保全型農業直接支援対策や各種支援制度の活用を進めます。

(2) 新規就農者への支援

ア 新規就農希望者が有機農業を志向する場合には、県農業大学校等において基本的な技術、知識について学ぶ機会を提供するとともに、先進的な有機農業者の下で栽培技術や経営のノウハウを習得できるよう有機農業者との連携を強化していきます。

イ 有機農業への新規参入を円滑に進めるため、研修受入れ可能な先進農家を増やすとともに、リスト化するなど情報を整理し、県行政機関、県農業大学校、

新規就農相談センター、農地中間管理機構^f、市町村、農協等関係機関が連携して相談を受け、青年就農者確保・育成給付金^gや各種支援の活用が促進されるよう情報提供に努めます。

ウ 有機農業に関する研修会の開催などにより市町村や農協等の理解促進に努めます。

2 有機農業に関する技術の開発・普及

<推進方向>

有機農業を拡大するためには、栽培技術上の様々な課題を解決し、安定的な品質・収量の確保や経営的なリスクの軽減を図る必要があります。

そこで、これまで開発された技術や県内外で先進的に取り組まれている技術について科学的な評価を進めるとともに、現地での実証を行うなど、有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組んでいきます。

<推進施策>

- (1) 有機農業の初期の経営安定に資するよう研究課題を設定し、研究開発に取り組むとともに、有機農業者等が必要とする技術を的確に把握し、研究開発に反映させるよう努めます。
- (2) 国、県、有機農業者、民間団体等で開発された技術を組み合わせ、現地での実証を行うなど、有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に努めます。
- (3) 家畜ふん堆肥や稲わら堆肥等、地域の有機質資源の利活用が促進されるよう情報提供に努めます。
- (4) 国、県、有機農業者、民間団体等により研究、開発、実践されている様々な技術の調査結果や成果等の情報を積極的に収集し情報発信に努めます。

^f 農地を借り受け、保全管理し、まとまりのある形で担い手に貸し付ける農地中間管理事業を行う農地の中間的受け皿となる組織。本県では、平成26年4月に公益社団法人千葉県園芸協会を機構に指定。

^g 45歳未満で就農を予定している者及び新規就農者に対し、給付金を支給する制度。県農業大学校や先進農家などの指定研修機関で研修を受ける就農予定者に対し給付金を支給する準備型と、市町村が作成する「人・農地プラン」への位置付けや、認定新規就農者になる等の要件を満たした独立・自営就農者に対し支給する経営開始型がある。

(5) 普及指導員や農協営農指導員等を対象とした研修会の開催や国等が開催する研修会へ職員を派遣することにより、指導者の資質向上に努めます。

3 有機農業に関する消費者・実需者等の理解の醸成

<推進方向>

有機農業を拡大するためには、有機農業者と消費者、流通業者、実需者等との相互理解を促進することが必要です。

そこで、地域での食育、地産地消、農業体験学習等の取組を促進するとともに、有機農業者と消費者・実需者等との交流、情報交換の機会を設けるなどニーズの把握や需要拡大に努めます。

<推進施策>

(1) 有機農業者と消費者等の相互理解の促進

ア 県が主催する各種イベントを活用し、消費者をはじめ流通業者、実需者等に対し、有機農業の有する自然循環機能の増進、環境への負荷の軽減、生物多様性の保全等の様々な機能について、知識の普及啓発に努めます。

イ 家庭、学校、地域など様々な場面で行われる食育活動や有機農業者と消費者との交流活動など、消費者と有機農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。

ウ JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や特別栽培農産物に係る表示ガイドライン^hに基づく農産物の表示ルール等について、登録認定機関と連携して消費者等への周知に努めます。



^h 化学合成された農薬や肥料を減らして栽培した農産物について、消費者がこれらの農産物を購入する際の目安となるよう、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき生産や表示の一定の基準を農林水産省が定めたもの。「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って生産された、地域の慣行レベル（各都道府県が定める）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下、化学肥料の窒素成分量が5割以下で栽培された農産物を特別栽培農産物という。

(2) 販路の拡大に向けた支援

- ア 有機JAS認定の制度に関する情報収集・発信に努めるとともに、国の支援策等を活用し有機JAS認定の取得を促進します。
- イ 有機農業により生産される農産物の販路を拡大するため、交流、情報交換の機会を設けるなど有機農業者及び消費者・実需者双方のニーズの把握と需要の拡大に努めます。
- ウ 県内企業等との農商工連携や6次産業化などにより販路の確保を志向する農業者に対し、必要な情報提供を行うとともに、国、県及び民間団体が主催する商談会や各種支援施策の活用を進めます。

4 有機農業の推進のための体制づくり

<推進方向>

有機農業の取組を拡大していくためには、関係者の情報共有や理解の増進を図るとともに、地域ぐるみの取組に発展するよう、市町村、関係団体及び有機農業者と連携して推進体制を整備します。

<推進施策>

- (1) 県庁内に有機農業を推進するための連絡会議を設置し、関係部署と連携を取りながら本計画を着実に実行していきます。
- (2) 有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ、流通業者、実需者、消費者、農業団体等で構成する推進組織を設置し、本計画に基づく推進方向、推進施策について検討します。
- (3) 市町村に対して必要な情報提供を行うことにより、各地域の有機農業の状況を踏まえ、先進的な有機農業者や農協等と連携し、適切な指導・助言等が行えるよう就農相談窓口を設置するなど、推進体制の整備を働きかけます。

V その他必要な事項

1 調査の実施

有機農業の推進に必要な情報を把握するため、有機農業により生産される農産物の生産、流通・販売に関する団体、その他の有機農業の推進に取り組む団体等の協力を得て、必要な調査の実施に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者や関係者及び消費者等の意見や考え方を反映させるよう努めます。